
令和 5 年度
監査結果の概要

令和 6 年 4 月
いわき市監査委員

目 次

- ・ 監査制度の概要 P 1
- ・ リスク・アプローチによる監査 P 2
- ・ 監査等の種類と対象 P 3
- ・ 定期監査における調査件数及び指摘件数 P 4
- ・ 意見又は要望とした事項 P 5
- ・ 令和 5 年度監査等実施日程 P 6

監査制度の概要

1 監査委員について

監査委員は、主に、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について監査するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条の規定により設置される機関です。

また、監査委員は、識見を有する者のうちから選任される識見監査委員と、議会の議員から選任される議選監査委員、合わせて4名で構成されており、任期は4年（議員のうちから選任される者にあつては議員の任期）となっています。議選監査委員の定数については、いわき市監査委員条例で2名となっています。

2 監査基準について

いわき市監査基準は、地方自治法等の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査及び審査等が適切かつ有効に実施されるために、監査等の目的、計画の策定、実施、報告・意見の提出、報告等の内容・公表及び措置状況の報告等について、監査委員のよるべき基本事項を定めています。

3 監査計画について

監査計画は、いわき市監査基準に基づき、各種の監査、検査等について、効果的、効率的に実施することができるように、毎年度定めています。

内容は、当該年度における監査等の対象、実施方針、実施時期などとなっています。

4 監査結果について

監査の結果については、議長や市長等に対して報告するとともに、市のホームページで公表しています。市長等が監査の結果に基づき講じた措置の内容についても結果と併せて公表しています。

リスク・アプローチによる監査

令和5年度監査計画において、監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査を行うこととしました。

なお、選定した事務は次のとおりです。

事務	主なリスク等
随意契約に関する事務	・ 不適切な内容で契約 ・ 不適切な価格で契約 ・ 契約の内容が適切に履行されない
補助金に関する事務	・ 不適切な内容の補助 ・ 不適切な額の補助 ・ 補助事業が適切に履行されない
現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務	・ 書類の偽造 ・ 横領 ・ 現金の紛失
収納に関する事務	・ 過大または過少の入力 ・ 過大または過少の徴収 ・ システムによる計算の誤り
他自治体において、リスクが顕在化した事例等	（事情聴取等により識別・評価する）
前回指摘した事項	
その他上記のいずれにも該当しないものでリスクが高いと評価される事項	

監査等の種類と対象

監査等の種類（根拠法令）		令和５年度監査等対象
監査等の範囲		
(1) 定期監査（法第199条第１項、第４項）	財務に関する事務（収入・支出・契約・財産管理等）及び市の経営に係る事業管理に関する事務	総合政策部、保健福祉部、こどもみらい部、農林水産部、土木部、議会事務局、農業委員会事務局 ※ 詳細は資料 P 4
(2) 行政監査（法第199条第２項）	財務事務以外の一般行政事務	・ 定期監査に併せて実施 総合政策部 外 ※ 詳細は資料 P 4 の特定事項の主な調査項目に記載
(3) 決算審査（法第233条第２項、第241条第５項、地方公営企業法第30条第２項）	一般会計・特別会計に係る決算、基金の運用状況及び公営企業会計に係る決算	・ 一般会計、特別会計及び基金決算 ・ 公営企業会計決算
(4) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項）	「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称）及び公営企業に関する「資金不足比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類	・ 一般会計、特別会計決算 ・ 公営企業会計決算
(5) 例月現金出納検査（法235条の２第１項）	会計管理者、公営企業の各事業管理者（下水道事業等については市長）が管理する現金等の毎月の出納	・ 原則毎月25日に、前月分の現金預金の出納事務を検査 ・ 一般会計、特別会計等については、財政状況や資金運営の状況を、企業会計については、経営状況を確認し、決算審査につながる検査と位置付けて実施

※ 令和5年9月に発生した台風第13号に伴う全庁的な災害対応の状況を考慮し、定期監査（法第199条第1項、第4項）の対象としていた危機管理部及び生活環境部については令和6年度に実施することとし、工事監査（法第199条第1項、第5項）については中止とした。

定期監査における調査件数及び指摘件数

○調査件数:課等単位で調査を行った全ての件数

○指摘件数:類似内容の指摘が複数生じるときは、課等単位で1件に集約

No.	調査項目	調査件数 及び 指摘件数	監 査 対 象 部 局 名							合 計
			総合政策部	保健福祉部	こどもみらい部	農林水産部	土木部	議会事務局	農業委員会事務局	
1	収入事務	調査件数	8	253	30	47	22	0	22	382
		指摘件数	5	7	3	6	6	0	0	27
2	支出事務	調査件数	27	149	130	93	70	16	12	497
		指摘件数	0	8	16	6	1	0	0	31
3	契約事務	調査件数	10	44	6	16	55	2	4	137
		指摘件数	2	5	2	1	1	0	1	12
4	財産管理事務	調査件数	8	49	27	19	10	1	1	115
		指摘件数	2	5	2	2	0	0	0	11
5	特定事項	調査件数	5	7	7	7	6	2	2	36
		指摘件数	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		調査件数	58	502	200	182	163	21	41	1,167
		指摘件数	9	25	23	15	8	0	1	81

■No.5.特定事項の主な調査項目

各部等共通	事務処理における内部統制の状況について
総合政策部	まちづくりの基本方針について 伝わる広報事業について
保健福祉部	地域生活支援体制強化事業について 共に創る健康づくり推進事業について
こどもみらい部	子ども食堂等運営支援事業について 保育士等人材確保の取組みについて
農林水産部	漁業関係者と連携した流通促進事業について いわき産木材利用推進事業について
土木部	通学路交通安全緊急対策事業について いわき市流域治水推進会議について
議会事務局	政策立案及び政策提案の促進について
農業委員会事務局	地域計画に係る目標地図の素案作成について

※特定事項 ①財務事務において、No.1収入事務からNo.4の財産管理事務のいずれにも該当しない項目
②財務事務以外の一般行政事務を主眼とした項目

意見又は要望とした事項

定期監査の過程で一般行政事務処理等の改善に向けた取組みや検討、事務執行にあたっての提言、提案が必要と認められ、意見又は要望を付した事項については次のとおりです。

No.	意見対象部課等		意見又は要望とする事項
1	土木部	道路管理課	道路占用許可事務に係る内部統制強化について
2	こどもみらい部	こども支援課	保育所に勤務する会計年度任用職員の服務に関する事務について

令和5年度 監査等実施日程

監 査 等 の 種 別		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	担当
定期監査	総 合 政 策 部									12/22			3/21	1 係
	保 健 福 祉 部					8/3					1/19			2 係
	こ ど も み ら い 部					8/3				12/22				1 係
	農 林 水 産 部	4/14			7/7									1 係
	土 木 部	4/14			7/7									2 係
	議 会 事 務 局										1/19		3/21	2 係
	農 業 委 員 会 事 務 局										1/19		3/21	2 係
随時監査（工事監査）					7/7									1 係
例月現金 出納検査	一 般 ・ 特 別 会 計 ・ 基 金													1 係
	企 業 会 計													2 係
決 算 審 査	一 般 ・ 特 別 会 計 、 基 金													1 係
	企 業 会 計													2 係
健全化判断比率等審査														1・2 係
監査事例説明会														1・2 係

※ 令和5年9月に発生した台風第13号に伴う全庁的な災害対応の状況を考慮し中止としたもの。